

「翌月即一月より元を建てたるに非ず。東國通鑑は三國史記の斯かる特別なる場合に於ける取扱方を其の儘是認したるものなり。(第三章及第四章参照)

b.(2)は長壽王の薨去が單に十二月薨とのみありて、魏書の文に依れば寧ろ十二月末日ならざるに近し。故に東國通鑑は前王十二月薨去の場合に於ける最も普通の例に準じて三國史記年表の誤を訂正したるなり。(第五章参照)

以上の理由により東國通鑑の取扱並に訂正は何れも其の當を得たるものにして、決して擅着せる稱元法を取れるに非ず。

若し夫れ右兩々相違の廉に對する批判採擇は須らく讀者自ら之をなして可なり。(終)

元朝斡耳朶考 (中)

箭 内 瓦

二 歷代斡耳朶に於ける后妃

元朝斡耳朶の主人は皇帝にあらずして后妃なりきとせば、歷世斡耳朶に於ける后妃の氏名と員數とを考ふること亦甚だ緊要の事に屬す。元史卷一后妃表に、

后妃之制、厥有等威。其來尙矣。元初因其國俗、不娶庶姓、非此族也。不居嫡選、當時史臣以爲舅甥之貴、蓋有周姬齊姜之遺意。歷世守之、固可嘉也。然其居則有曰幹耳朶之分沒復有繼承守宮之法、位號之淆名分之瀆則亦甚矣。累朝常詔有司修后妃傳、而未見成書、內廷事祕、今莫之考。則其氏名之僅見簡牘者尙可遺而不錄乎。且一代之制存焉、闕疑而慎言、斯可矣。作后妃表の叙語を掲げて太祖以下歷世の后妃の氏名を表示す。右の叙語中「不娶庶姓云々」に就いては、後文之を述ぶべし。然其居云々の文中、曰幹耳朶は四幹耳朶の誤字なること明かなれども、繼承守宮の法もなく位號名分の淆瀆甚しといふが如きは、元史編纂者の例の失筆にて、必ずしも然りしにあらざることは、以下節を逐うて説く所によりて自から明かなるべし。然れども、累朝詔して后妃傳の編纂を促しゝは事實に相違なく、而も遂に其の成書を見るに至らざりきといへば、后妃表の不備は必ずしも編者の粗漏とのみいひ難からんか。以下歷世の后妃に就いては先づ后妃表に據り、次に后妃傳並びに元史の他の部分の記載を参考ゝ、更に東西の文献を援證して、畧ほ遺漏なきを期すべし⁽¹⁾。

太祖の后妃

太祖の后妃に就いては、元史の后妃表殆んど之を盡し、其の名と所屬の幹耳朶とを列記せり。即ち大幹耳朶には、李兒台旭真太皇后、弘吉烈氏の外、六皇后一妃子之に屬し、第二幹耳朶には忽蘭皇后の外、三皇后四妃子之に屬し、第三幹耳朶には也速皇后の外、六皇后三妃子之に屬し、第四幹耳朶には也速干皇后の外、四皇后七妃子之に屬し、別に所屬幹耳朶の不明なる妃子

一人を擧げたり。幸兒台は祕史の幸兒帖 (Borte)、旭眞は漢語夫人の音譯、太皇后は蒙古語 Yeke Xatun (也可合屯)の漢譯、弘吉烈氏は祕史の翁吉喇惕 (Ongirat)にて、同部出身なることを示す。皇后は蒙古語 Xatun (合屯)、妃子は Eme の漢譯にて、那珂博士が支那の后妃よりは軽く、太皇后即ち大合屯のみが眞の皇后なりといはれたるは從ふべし。さて元史に太祖 后妃所屬の斡耳朶を四と明記するに拘はらず、Rashid-uddin は正后を Bourta (幸兒台) 第二后を Coulan (忽蘭) 第三后を Yissoucat (也速干)、第四后を Gueukdjou (公主) 第五后を Yissoloun (也速又也逐) とし、宛も五個の斡耳朶ありしものゝ如く記したるは怪むべし。Gueukdjou を金帝の女といふによりて察するに、之れは金の衛紹王の女、岐國公主、金史宣宗紀に所謂公主皇后を指し、Gueukdjou は公主の音譯なるべく、西遊記に乃滿國王の舊斡耳朶を訪へる際の記事に漢夏公主皆送寒具等とあるは、金の岐國公主と、夏帝李安全の女察合とが、此の斡耳朶に居りしことを證明するものなれども、二公主の孰れも此の斡耳朶の主人にあらざることは、右の記事の前文に「二十八日泊窩里朶之東、宣使仲祿奏稟。皇后奉旨請師渡河」とあるによりて明かなり。故に漢夏二公主がたとへ妃子にあらずして皇后たりしにせよ、彼等は此の斡耳朶の主人(首席の皇后)にはあらざりしこと疑を容れず。かくて Rashid-uddin が岐國公主を以て第四皇后とせるは誤れり。且つ彼は也速干を姉とし、也速を妹とせるも、亦祕史の記事に反せり。之を要するに、太祖に四斡耳朶ありしことは、既に前節に述べたるが如く、殆んど一點の疑を容れざるのみならず、各斡耳朶の主人に就いても、后妃表記する所に何等の矛盾を認め

めざるなり。屠寄氏が Rashid-uddin の所傳を参考して也遂を以て也速干と共に第三斡耳朵を守ると爲し、第四斡耳朵の主人に岐國公主を擬したるは從ひ難し。⁽³⁾

2 太宗の后妃

元史の后妃表に太宗の后妃として正宮李刺合眞皇后、脱列哥那六皇后、昂灰二皇后、乞里吉忽帖尼三皇后、秃納吉納六皇后、業里紇納妃子の六人を數ふれども、脱列哥那も秃納吉納も共に「六皇后」といひ、第六皇后二人ある筈なれば、秃納吉納は秃列吉納等の譌にて、脱列哥那と同名異譌、而も同一人なる事殆んど疑なし。果して然らば、表の記載は、后妃の順序にも誤あれど、實は正宮即ち大皇后は李刺合眞、第二皇后は昂灰、第三皇后は乞里吉忽帖尼、第四第五の二皇后は失名、第六皇后は脱列哥那なり。脱列哥那は、祕史^八卷に箇兒乞惕の酋長脱黒脱阿の大子忽都の妻の一人として記されたる朮咧格捏(Dörögéné)にして、箇兒乞惕亡びし時、太祖より太宗に賜はりしものなり。⁽³⁾ 表にも乃馬眞氏といふは其の實家が乃蠻國人たりしを語るものなる。さて后妃表后妃傳太宗紀等にも此の皇后を六皇后と明記する以上、太宗の皇后は六人若しくはそれ以上ありしこと言ふを俟たず、妃子も決して業里紇納一人にはあらざりしならんも、后妃の實數は今之を知るに由なし。

太宗の斡耳朵の數は詳ならぬど、彼の四季の行宮の外に三四の宮殿ありしこと、及び遠く西方なる Imyl 河邊に一斡耳朵ありしことは、既に前章に述べたり。若し太宗の斡耳朵は必ずしも太祖のそれと、その數を同じうせざりんものとせば、前記六人(若くは、それ以上の皇

后は各々一斡耳朶を守りしものとも推測し得ざるにあらず。而して李刺合眞皇后は正宮である以上、太宗の人斡耳朶の主人たりしこと明かなれど、其の氏族も謚號も傳はらざるは、他の四皇后と同じ。脱列哥那のみは、太宗の晩年政治にも預り、帝の崩後攝政したると定宗の生母たりしこにより、后妃傳太宗紀乃至西史にも其の事蹟の概略を遺せるなるべし。

3 定宗の后妃

后妃表に定宗の皇后として「斡兀立海迷失三皇后」至元二年追謚欽淑皇后とあるのみけれども、定宗崩後の選帝會議に於ける大立物たりしことは、余の曩に詳論せし所の如し。たゞ表に三皇后とある以上、定宗には第一第二の皇后ありしこと疑なく、即ち三人以上の皇后ありしは明かなり。⁽³⁾ D'Ohsson (II. p. 246) に、Ogoul-Gaimisch は斡亦喇惕の酋長 Coutouca (忽都合の女) とあるは蓋し信ずべきも、同書に「定宗の諸后妃中第一位を占めたり」といふは、后妃表の所傳と合はず、且つ斡亦喇惕部出身の后妃にして正宮たりしこと寧ろ疑はし。想ふに定宗崩後大に權勢を振ひしが故に、誤つて第一位の皇后と傳へしものなるべし。

4 憲宗の后妃

后妃表に憲宗の四后を擧ぐること左の如し。

火里差皇后、火魯刺部人。

忽都台皇后、弘吉刺氏、按陳從孫女、至元二年追謚貞節皇后。
也速兒皇后、貞節妹也。

出卑三皇后、歲己未年○九從憲宗南伐、七月憲宗崩、九月八日後亦薨于六盤。

明里忽都魯皇后、泰定三年詔守班禿營帳。

火里差は憲宗が猶ほ太宗の皇后昂灰の斡耳朶にありし時、始めて娶れる妃なること、本紀に見ゆ、所謂元妃なり。忽都台は特薛禪傳によれば按陳の從孫忙哥陳の女にして、后妃傳によれば蚤く崩じたるにより、その妹也速兒繼いで皇后となりしなり。此の姉妹は弘吉刺氏出身なれば、相次いで大皇后として憲宗の大斡耳朶を守りしこと想像に餘りあり。出卑は第三皇后として第三斡耳朶を守りしものとせば、第二斡耳朶は元妃たる火里差皇后の守る所たりしか。明里忽都魯果して憲宗后妃の一人たりしとせば、一斡耳朶の主にあらずして某斡耳朶に屬せるものなりしを以て、泰定帝の時、特に詔して班禿の營帳を守らしめしものか、班禿は憲宗の長子なり。

5

世祖の后妃

后妃表に世祖の后妃を、その四斡耳朶に配當すること左の如し。

大斡耳朶 帖古倫大皇后

第二斡耳朶 察必皇后

弘吉烈氏。魯忠武王接壤那顙女也。中統初立爲皇后。一年上尊諡曰昭睿順聖皇后。后性明敏、達於事機、至元之政、左右彌縫、當十時以爲蓋、有力焉。

喃必皇后

弘吉烈氏。至元二十年納爲皇后。時世祖春秋高后顙預政、相臣常不得見帝輒因后奏事焉。

第三斡耳朶 塔刺海皇后

奴罕妃子

第四斡耳朶 伯牙兀真皇后

闕闊倫皇后

所屬不明斡耳朶

八八罕妃子

所見歲賜錄不知

速哥答思皇后

泰定三年詔守世祖斡耳朶

撒不

忽妃子

以上七皇后三妃子、合せて十人を傳ふれども、是れ必ずしも世祖の后妃の全數にあらざるべきは後に言ふ所の如し。

さて帖古倫は大皇后と稱せられ、大斡耳朶を守るとあれど、その事蹟は勿論、その謚號さへ傳はらざるは怪むべし。然るに右の表に第二皇后として擧げられたる察必が皇太子眞金を生みしは、太宗の皇后朶咧格涅攝政の第二年西紀一二四三年にして、中統元年西紀一二六〇年には皇后に立てられ、至元十年西紀一二七三年には皇太子と共に玉冊を受けたれば、察必こそ第一位の皇后たりしものと思はる。殊に特薛禪傳によれば、帖古倫皇后は按陳那顏の孫又は裔孫なる脱憐の女なりといふ。果して然らば帖古倫は察必の從孫に當るなり、而も自ら第一斡耳朶を守りて察必の上に位せりといふこと愈々怪むべし。屠寄氏が帖古倫は忽必烈汗の潜邸に事へ、元妃たりといへるは、全く想像の語にして據るに足らず。察必こそは元妃にして太宗の晩年には既に世祖の潜邸に侍せしなるべく、太宗崩後二年にして眞金を生みしなり。この頃には察必の從孫たる帖古倫の如きは假令既に生れたりとしても、猶ほ僅かに二三歳の孩童に過ぎず。更にその門地よりいふも、察必は太祖より國舅の號を賜はりたる按陳那顏の女なり、同じく弘吉刺氏なりしとはいへ脱憐の女なる帖古倫とは比すべくもあらざるなり。乃ち帖古倫を以て大皇后といひ大斡耳朶の主と爲せるは、一に后妃表の誤謬と解せざ

るを得ず。果然世祖紀、中統元年の條に、此の年の皇族に對する歲賜の額を列舉して、最後に、
先朝皇后帖古倫銀二千五百兩、羅絨等折寶鈔二十三錠有奇、皇后斡者思銀二千五百兩、兀
魯兀納妃子銀五千兩。自是歲以爲常。

と見え、又至元七年の條以下、毎年概ね賜先朝后妃及諸王金銀幣帛如歲例とあるを見れば、帖古倫は世祖の皇后にあらずして先朝の皇后なりしなり。猶ほ右の文に見ゆる斡者思は太祖第四斡耳朵の皇后の一人斡者忽思兀魯兀納妃子は太宗の妃にして滅里の母なる業里紹納妃子に外ならざるべければ、帖古倫は定宗の大斡耳朵を守りし人ならんか、蓋し世祖以前の四朝の皇后中、大皇后たりしものゝ不明なるは、定宗朝のみなればなり。之を要するに、世祖の大皇后は察必にして帖古倫にあらず、所謂帖古倫大皇后は世祖の皇后にあらずして恐らくは定宗の皇后なりしなるべし。

察必皇后果して大皇后にして大斡耳朵を守れりとせば、喃必皇后は第二斡耳朵の主たりしや否や。后妃傳に「南必皇后弘吉刺氏、納陳孫仙童之女也、至元二十年納爲皇后、繼守正宮、時世祖春秋高、頗預政、相臣常不得見帝、輒因后奏事焉、有子一人、名鐵蔑赤」と見え、特薛禪傳にも「諱喃必冊繼守正宮者、納陳孫仙童之女」とあり。納陳は按陳の子なり。さて察必は至元十八年二月を以て崩じ、喃必は二十年正月を以て納れられて皇后となる、而して「繼守正宮」とある以上、彼は察必に代つて大皇后となりしもの、隨つて大斡耳朵の主たりしや疑なし。かくて后妃表に所謂第二斡耳朵所屬の二皇后は共に相ついで大斡耳朵を守れるものとなり、第二斡

耳朶所屬の皇后は全く不明となるなり。或は脱憐の女なる帖古倫皇后を以て之に擬すべきか、果して然りとせば后妃表の編者が定宗[?]の大皇后帖古倫を以て世祖の大皇后と誤り、大斡耳朶に属すべき察必喃必二皇后を以て第二斡耳朶所屬と誤れる所以も、一に其の名の相同じきに本づけるを覺るべきなり。

6 成宗の后妃

后妃表に成宗の后妃として、ト魯罕皇后・失憐荅里元妃・乞里吉忽帖尼皇后の三人を數ふるのみ、その他は傳はらず。后妃傳は失憐荅里とト魯罕とを傳するのみにて、乞里吉忽帖尼について言ふ所なし、恐らくは太宗の第三皇后の名の誤つてこゝに重出せしものか。失憐荅里は弘吉刺氏、斡羅陳の女にして皇太子德壽の生母なりしも、成宗即位前薨ぜしものと見え表にも元妃といひて皇后とはいはず。ト魯罕は伯岳吾氏、駙馬脫里思之女、元貞初立爲皇后、大德三年十月授冊寶。成宗多疾、后居中用事……傳とあるの外、其の事蹟頗る詳かなり。ト魯罕は武宗即位と同時に廢せられ、且つ東安州に徒され、尋いで死を賜はりしを以て、成宗の斡耳朶は何人に守られしか、その后妃の名を知るに由なし。

7 武宗の后妃

后妃表に武宗の后妃として真哥・速哥失里・完者歹の三皇后と本名不詳の二妃子を傳ふ。真哥皇后は弘吉刺氏、脱憐の子逆不刺の女にして、武宗紀によれば、至大三年正月立ちて皇后となる。速哥失里は按陳の從孫哈兒只の女なれば、表に真哥の妹とあるは從妹の誤なり。

妃子の一は亦乞烈氏にして明宗の母、他の一人は唐兀氏にして文宗の母なり。

8 仁宗の后妃

后妃表に仁宗の后妃として阿納失舍里、荅里麻失里の二皇后を傳ふるのみ。阿納失舍里は后妃傳には阿納失失里に作り、弘吉刺氏にして、皇慶二年三月皇后に冊立せられ。英宗の至治二年九月崩ぜり。英宗の生母なれば正宮を守りしなるべし。荅里麻失里は高麗史卷三忠肅王世家に「十五年四月戊戌郎將李自成還自元、言帝封我化平君金深女達麻實里爲皇后。先是深女爲仁宗皇帝偏妃」と見え、帝は泰定帝に外ならざれば、仁宗の時には皇后にあらずして妃子たりしなり。

9 英宗の后妃

后妃表に英宗の后妃として速哥八刺牙、八忽都魯、朶兒只班の三皇后を舉ぐるのみ。速哥八刺は亦乞烈氏、昌國公主益里海涯の女にして、公主表によれば、其の父は昌王阿失なり。至治元年十二月皇后に冊立せられ、泰定四年六月崩す。他の二皇后に就いては何等傳ふる所なきも、速哥八刺の大皇后たりしこと蓋し疑なし。

10 泰定帝の后妃

后妃表によるに、泰定帝の皇妃は八不罕、亦怜真、八刺、忽刺也速、撒荅八刺、卜顏怯里迷失、失烈帖木兒、鐵備必罕、速哥答里の十皇后あり。別に撒答巴刺を擧ぐるも、こは撒荅八刺の重出に外ならず。仁宗の妃子にして泰定帝の皇后に冊立せられたる荅里麻失里ありしこと、既に

述べたる所の如し。

さて八不罕皇后は弘吉刺氏にして泰定元年三月冊立せられ、皇太子阿速吉八の生母なり。表に兗王買住罕の女とすれど、后妃傳特薛禪傳等によれば按陳の孫斡魯察兒の女なり。想ふに泰定帝の大皇后なるべし。亦怜眞八刺は昌國公主益里海涯の女とあれば亦乞烈氏なり。撒答八刺皇后は帝の姉壽寧公主の女なり。必罕速哥答里二皇后は姉妹にして、弘吉刺氏脱憐の孫兗王買住罕の女なること后妃傳に見ゆ。表に八不罕皇后の妹といふは誤なり。

11 明宗の后妃

后妃表に明宗の后妃として數ふるもの、按出罕月魯沙不顏忽都・八不沙・野蘇脱忽思邁來迪の七皇后あり。后妃傳によれば、八不沙皇后は成宗の姉壽寧公主の女にして、明宗の潜邸に侍して寧宗を生むといふ。蓋し明宗の大皇后なり。文宗の至順元年四月八不沙弑せらるゝや、翌年五月脱忽思代つて其の斡耳朶を守れり。邁來迪は罕祿魯(Karluuk)氏、順帝の生母なり。其他の諸后妃は氏族さへ明かならず。

12 文宗の后妃

后妃表は文宗の皇后ト答失里一人を傳ふ。皇后は弘吉刺氏、父は鮒馬魯王瑚阿不刺、母は魯國公主桑哥吉刺、天歷元年立ちて皇后となり、至順三年以來皇太后又は太皇太后として朝に臨み制を稱せしが、順帝の至元六年六月尊號を奪はれて東安州に徙されて卒せり。

13 寧宗の后妃

后妃表に寧宗の后妃を傳へざれども、后妃傳に「苔里也忒迷失皇后、弘吉刺氏、至順三年十月立爲后、至正二十八年崩、升祔寧宗廟」と見ゆ。

14 順帝の后妃

后妃傳に荅納失里・伯顏忽都・完者忽都の三皇后を傳するのみなれども、順帝紀に「至正七年十二月隆福宮三皇后弘吉刺氏木納失里薨」とあれば、第三皇后は木納失里といひしこと明かなり。更に后妃傳によるに、伯顏忽都是弘吉刺氏、武宗の皇后眞哥の姪毓德王李羅帖木兒の女にして、至元三年三月立ちて皇后となり、至正二十五年八月崩ぜしが、正宮皇后と呼ばれしによりて、所謂大皇后たりしを知るべく、荅納失里は欽察氏、燕鐵木兒の女にして、至順四年八月皇后となり、第二位を占めたりしが、其の兄弟謀逆の罪に坐して元統三年七月毒殺せられしかば、第三皇后完者忽都是代つて第二位に進みたり。木納失里が第三皇后となりしはそれと同時か以後の事なるべし。完者忽都皇后は高麗の權臣奇徹の女にして、皇太子愛猷識理達臘の生母として元朝の末年に勢威を振ひしことは、周知の事なれば、復た贅せず。たゞこゝに注意すべきは、正宮は興聖西宮に居り、第二皇后は興聖東宮に居り、第三皇后は隆福宮に居り、而して三宮共に大都の宮城内にありしことはなり。此の時に當り、此等の三宮は孰れも大斡耳朶第二第三斡耳朶と稱せられしや否や、太祖の遺制は元朝末年に至るまで踏襲せられしや否や。若し世祖の大都に遷りし前後に於いて、その制度に變化ありしとせば、そは如何様に變化せしや、これ等の問題は頗る重要なものにして、又實に本論文起草の眼目

なれども、斡耳朶に關する制度を記述したる後にあらずんば、容易に讀者の了解を得難き恐
あるを以てすべて之を次章及び結論の條に譲り、今は直に進んで后妃の選擇即ち入内の方
法に就きて附言し、以て此の一章を終るべし。

附 后妃の入内

蒙古諸部族が漠北の地に角逐するに當りては、其の争ふ所は水草豊美なる遊牧地を始と
し、戰鬪に必要なる馬匹、食料としての牛羊等なれども、容姿艶麗なる婦人も亦右に劣らざる
彼等の競争の目的物たりしことは、成吉思汗實錄を見たるだけにても、其の一斑を想察すべ
きなり。成吉思汗の父なる也速該は蔑兒乞惕の也客赤列都が斡勒忽納兀惕より取り來れ
る婦人を途に要擊し、奪ひ取りて己れの妻とせるもの、即ち有名なる訶額侖兀真にて、實に成
吉思汗の生母なり。斡勒忽納兀惕は美女の產を以て北族の間に知られたる翁吉喇惕の一
部族なりしかば、也速該は其の愛兒のために、彼の地に至りて德薛禪の女なる幸兒帖を得、許
嫁の約を爲したり。この幸兒帖こそ、大斡耳朶の主人元史に幸兒台旭眞太皇后、諡して光獻翼
聖皇后といひ、太祖の創業に内助の功多き賢婦人なれ。第二斡耳朶の主なる忽蘭皇后は蔑
兒乞惕の亡びし時、虜へられたる一酋長答亦兒兀孫の女にして、第三斡耳朶の主なる也速皇
后及び第四斡耳朶の主なる也速干は、共に塔塔兒の也客扯哩の女にして、同部の亡びし時、納
れられしものなり。其の他乃蠻を破りて國王塔陽の後母古兒別速を取り、西夏を降して、國

王襄宗の女嫁合を納れ、金の宣宗より岐國公主を獻ぜしめて、並びに之を翰耳朵に備へたり。第二代の蒙古合罕太宗以後は、也速該の如き妻狩の事もなく、外國より婦人を求むることも稀にて、概ね蒙古婦人を選びて入内せしめたりしが如きも、而も翰耳朵に於ける妻妾の數は太祖に譲らざりしなるべし。太祖の后妃は、元史の后妃表に三十九人を數ふれど、 Rashid-eddinの傳ふる所によれば「后妃の數約五百人に達し、その妃は即ち諸民族より獲たる捕虜若くは蒙古の女子なら」といひ、その入内については各民族は最も艶麗なる女子を選びて之を帝王若くは皇族に獻するは當時の習慣にて、成吉思汗の子孫の世にも行はれたりといひ、更に進んで「中隊の士卒に屬する女子は、隊長悉く之を検査し、その最も艶麗なるもの若干を選びて、之を千人長に薦め、千人長は更にその選擇を行ひ、萬人長の手を経て皇帝に獻ぜらるゝなり。皇帝の後宮に留められざるものは、之をして皇后に奉侍せしめ、或は一族に下賜せり」と記せり。⁽⁸⁾ 太宗に就いても多數の「と六十人の妾とを有せる」よしをいひ又 Oirat の七歳以上上の女子及び新婚の婦人、合せて四千人を召し出し、彼れ自ら最も艶麗なるものを選び取りて後宮に備へ、次に官人等に多數を取らしめ、その他を公設家屋並に旅館に送りて人の取るに任せたり。この事を彼等の父夫兄弟の面前に行ひしに、一人の不平を言ふものなかりき。⁽⁹⁾ といふ。こは蓋し太宗九年六月叔父帖木格翰惕赤斤の領内より女子を取り上げしことを誇張し誤傳したるものなるべく、元史卷一耶律楚材傳に「侍臣脱歡奏簡天下室女詔下、楚材尼之不行。帝怒、楚材進曰、向擇美女二十八人足備使令、今復選拔、臣恐擾民、欲覆奏耳。帝良久曰、可、罷。

之とあるは、右の斡惕赤斤所部括女の後の事なるべく、隨つて九年六月の括女は *Cirat* 部に於けるものにあらずして、斡惕赤斤所部の地に於けるものなり。太宗の晩年自ら四過を數へ、其の一として「女の人の言に入りて、斡惕赤斤叔父の部衆の女どもを取り來させたるは非違となれるぞ…」といへるは、楚材の諫に因れるに似たりとの那珂博士の説は、確かに正鵠を得たり。⁽¹⁾ 然れども以後の蒙古合罕は依然として括女の事を行ひしものと見え、Marco Polo は、其の仕へたる合罕忽必烈、即ち世祖の括女に就いて大體次の如き記述を爲せり、曰く「皇帝は四人の皇后の外に、多數の妾を有す。今之を取り上ぐる方法を語らん。Tatars の一部族に美女の産を以て有名なる *Ungrat* と名くるものあり。此の部族の少女中、最も艶麗なるもの一百人は毎年大汗の許に送られ、宮中に奉仕する若干の老女は命を受けて種々の方法を以て彼等を試験し、合格したるものは六人一組をなし、三晝夜交代にて皇帝に奉仕するなり」⁽²⁾ と。然るに同書の異本には更に奇抜なる事實を傳ふ、曰く「大汗は若干の使者を其の地方に派遣し、一定の標準の下に最も美しき少女四五百人を選ばしむ、彼等の美人評價の方法を聞くに、某地に到るや、其の地の少女等を召し寄せて若干の鑑定人の面前に立たしむ（鑑定人等は一人毎に、その頭髪顔色眉口唇及び四肢の釣合等を検査し、その美貌に應じて、或は十六金或は十七十八二十金と記帳するなり。是に於いて使者は皇帝より命ぜられたる標準、例へば二十金又は二十一金に達せるものゝ内所要の員數を選抜し、之を伴ひて復命すれば、皇帝は此等の秀女を面前に集め、更に若干の鑑定人に附し、最高の評價を得たる三十人乃至四十

人を後宮に納るゝなり」と。Ungratは言ふまでもなくOngirat(翁吉喇惕·弘吉刺)にしてRashiduddinのKunkaratなり。此の記事一讀奇抜に過ぐるの嫌あれども、恐らくは當時の實情を傳へしものなるべし。支那に於ける後宮には數十の后妃數千の宮女を備へたること稀ならざるが、かゝる場合に彼等を選擇し入内せしめたる方法に就いては、未だ之を考究するの暇なきも、清の趙翼が其の著二十二史劄記に於いて「元時選秀女之制」と題して説きしもの、簡にして要を得たり。今左に其の全文を掲げて参考に供す。

後漢書○上皇后紀序云「漢法常因八月算人遣中大夫與掖庭丞及相工於洛陽鄉中閑視良家童女年十三以上二十以下姿色端麗合相法者載入○○入原後宮擇視可否乃用登御」。晉武帝博選良家女充後宮使楊后揀選名家盛族之女多敗衣瘁貌以避此選胡貴嬪名芳初入選號泣左右止之曰陛下聞聲芳曰死且不畏何畏陛下是選女之制漢晉常有之。輶耕錄○卷載後至元丁丑民間訛言採秀女一時童男女婚嫁殆盡此雖是訛言然必非無因蓋元初本有有此制耶律楚材傳太宗時脫歡請選天下室女楚材止之帝怒楚材曰向擇美女二十八人足備使令今復選恐擾民乃止。○耶律世祖時耶律鑄言有司以采室女乘時害民請令大郡歲取三人人小郡二人擇其可者厚賜其父母否則遣還從之。○○世祖紀至元十九年條後又以御史中丞崔或言並罷各路選室女。或傳輶耕錄諸言所記後至元則順帝時事也。或世祖雖罷而累朝尙間行之耳。元時并有選高麗女之例文宗以宮中高麗女不顏帖爾賜丞相燕鐵木兒高麗王請割國中田以爲資產順帝次皇后奇氏完者忽都本高麗女選入宮有寵遂進爲后而其時擇選未已臺臣

言國初高麗首先效順、而近年屢遣使往選媵妾、使生女不舉女長不嫁、乞禁止從之。明永樂中、高麗猶有貢女之例、成祖有妃權氏、即高麗人也、後封賢妃（卷三）。

選女の制は、ひとり漢晋二朝に止まらず、歷朝之ありしなるべく、殊に隋の煬帝唐の玄宗の如き、秀女を天下に求むるに當りてはその規模の如何に大なりしか想像に餘あるなり。崔或の言によりて選女を罷めしは、元史の世祖紀によれば、至元二十年五月なりしも、爾後必ずしも全く此事なかりしにあらざるべきは趙氏の説の如し。たゞ元史に「大郡」「小郡」といひ「各路」といふは、Marco Poloが特に翁吉喇惕に限れるが如くに述べたると抵觸するも、而も崔或の上言によりて實行せられたるは、翁吉喇惕以外天下一般よりの選女を罷むるの意味なりしやも知るべからず。既に述べしが如く、歴世の太皇后は必ず翁吉喇惕より出でしのみならず、同部出身の后妃の最も多數なりしこと、及び蒙古人中の他部族並びに色目人出身のものなきにあらざりしも、漢人出身のものとしては、唯一人の岐國公主の太祖の第四斡耳朶に在りしものを除き、殆んど絶無なりしことは、顯著なる事實なり。たゞ高麗より泰定帝及び順帝の二朝各より一人の皇后を出し、こと既述の如く、太祖の第四斡耳朶に居りし鎖郎哈妃子も、其の名より察するに、蓋し高麗人なりしならん。猶ほ選女の制は明代にも之れあり、二十二史劄記卷二十九に「元宮中稱皇后不一」と題して歴代皇后のこと考へたるものあれど、必ず

註

1 二十二史劄記卷二十九に「元宮中稱皇后不一」と題して歴代皇后のこと考へたるものあれど、必ず元朝斡耳朶考

しも参考するに足らず。

蒙古兒史記后妃列傳。

2

3

成吉思汗實錄二九七頁。

元史卷一八〇、耶律希亮傳に「中統二年夏踰馬納恩河、抵葉密里城、乃定宗潛邸湯沐之邑也。時六皇后之妹主后位、與宗王火忽、皆欲東觀、已而事不果」とあり。さて葉密里はEmil又はImilにして、今同名の河は西流してAls-kul湖に入るを見る、蓋しとの河畔に在りしものなるべし。六皇后は太宗の第六皇后Döregeneにして火忽は禾忽にも作り、定宗の第三子なり。Döregeneの妹の名傳はらざれども、若しこゝに所謂「主后位」の語にして「主定宗皇后位下」の義なりとせば、葉密里城に置かれたる定宗の斡耳朵を守れる人が即ち定宗の叔母なりしを傳ふるものなり。たゞ叔母を皇后とせしとは信ぜられざるを以て「六皇后之姉」は「六皇后之姪」の誤ならんか。要するに定宗の斡耳朵が葉密里に存せしこと前章述ぶる所によりて明かなるが、そは蓋し大斡耳朵か第二斡耳朵かなるべく、若し後文論證するが如く、后妃表に世祖の大皇后帖古倫とあるもの、實は定宗の大皇后ならんには、帖古倫は大斡耳朵を守り「六皇后之姪」は第二斡耳朵を守りしなるべし。

5

后妃傳に十四年にかくるは誤。今本紀及び后妃表による。

6

后妃傳に大德三年十月立后とするは、ト魯罕皇后の立后と誤れるなり。

7

后妃傳に四月にかくるは誤なり。

8

D'Ohsson, *Histoire des Mongols*, I, 416-17

9

Ditto, II, 99.

10

Ditto, II, 98.

11

成吉思汗實錄六六四頁。

12

Wile, Marco Polo, II, 348-49.

¹³ 是より先き至元十五六年の頃にも賀仁傑の諫によりて一たび之を罷めしこと、元史卷一六九賀仁傑傳に見ゆ。

三 幹耳朶の保管

既に述べしが如く、幹耳朶を守るは后妃なるを以て、后妃は即ち幹耳朶の主人なりといふを得べきも、后妃は初より獨立して存在するものにあらずして、皇帝ありての后妃なれば、宮殿の外に幹耳朶あるべきにあらざれども、而も此の如きは、太祖朝及び其の後の三四朝の間に限られ、世祖の奠都以後は、幹耳朶の外に、宮殿あるに至りしなり。元史の世祖紀によるに至元四年起工し、十一年春正月成を告げ、帝始めて正殿に御して朝賀を受くといふもの即ち是にて、宮殿の規模は輟耕錄卷二宮闈制度の條に詳⁽³⁾なり。さて宮殿の外に幹耳朶ありしことは、元史に明文なきも、明初の葉子奇の著、草木子卷雜制篇に、

元君立、另設一帳房、極金碧之盛、名爲幹耳朶。及崩、即架閣起、新君立、復自作幹耳朶。

と記するもの、蓋しその明證とするに足らんか。⁽³⁾ たゞこゝに「一帳房」とあれば、幹耳朶の數は一基に限られたりしが如きも果して然りしや否や。同書は又、

元朝正后皆用雍吉刺氏自太祖與其族帳設誓同取天下世用其女爲后、猶契丹有國世用蕭氏爲后也。自正后之下、復立兩宮、其稱亦曰二宮皇后、三宮皇后、三日一輪幸、即晝宣以召之、苟

有子則爲驗、遼大金之遺制也、與趙宋之法不同、宋後宮無三日之制、但遇幸者皆內朝之時、則所幸者具禮服謝恩、掌宮者即書其姓名、他日有子以爲驗。

と記す。正后以下を兩宮と限れるより之を察するに、葉氏は元末の事實を見て直に一代の制と速断せしものゝ如きも、兎に角二宮三宮の稱呼ありし以上、各々其の邸宅を異にしたるなるべく、隨つて幹耳朶の數は一基にはあらざりしならん。以上は草木子の記事を以て大都に於ける幹耳朶の存在を傳へしものと解したる上の臆説なれども、元代を通じて大都と並んで帝都たりし上都に於いては果して如何と考ふるに、既に第一章に言ひ及べる Marco Polo の記事に、壯麗なる大理石造の宮殿の外に、彼の所謂「竹の御殿」ありしことを傳ふるは、之れ即ち幹耳朶に外ならざるべし。太宗即位の時、泰定帝皇后薨去の時、各々幹耳朶を改築し、順帝の治世中、上都の幹耳朶を造營せる事實につきて元史に明文あることは後文記する所あるべし。猶ほ之に關連して、多少解釋を要する二三の疑問なきにあらざれども、所論多岐に分るゝの恐あるを以て、此等は一括して結論の條に譲ること、しごくには皇帝在世中の幹耳朶と崩後の其れとによりて異なる保管方法に就いて攻究する所あるべし。

1 皇帝在世中の幹耳朶

太祖太宗の二朝は勿論、恐らくは之に次げる定宗憲宗の二朝に於いても、皇帝在世中の幹耳朶は之に定住する后妃あり、皇帝屢々之に臨幸するのみならず、幹耳朶の外に宮城なく宮殿なき時を以て、諸般の設備の完全なるは言ふを須むず。之を護衛する軍隊、之に奉仕

する宮内官等の員數職掌等に就きては、嘗て元朝怯薛者と題して述ぶる所ありしが故に、今復た贅せざるも、ただ D'Ohsson ⁽⁴⁾ が Rashid-uddin の書に基づきて太祖の晩年に於ける蒙古國軍を述べたる條に、中軍一千人(實は一萬人⁽⁵⁾)の親衛軍を統べたる Tchagan(察罕)は、同時に軍の第一班長として専ら皇帝護衛の重任に當り、他の諸班長は四皇后の御所即ち四大斡耳朶に奉仕せりと記せるは、多少の斟酌を要するにもせよ、斡耳朶の護衛が重視せられたる事實を語るものなり。若し世祖以後、東宮又は皇子の宮邸に分属せる怯薛乃親兵の二百人内外に過ぎざりしこと、及び Marco Polo ⁽⁶⁾ が四怯薛の交代には怯薛全軍が之に關與せるかの如くに誤解せる記事等によりて、世祖以前の斡耳朶に隸屬せる怯薛々も亦多くも數百人に過ぎざるべしと爲し、D'Ohsson の記載を疑ふものあらば、そは斡耳朶即ち宮殿の時代と宮殿、斡耳朶併立の時代とを同一視したるものにして、決して妥當なる見解にあらず。

次に斡耳朶の財政に關する制度に就いて考ふるに、太祖の世は國家草創の際なれば、未だ賦稅に關する定制さへなかりしもの、如く、隨つて斡耳朶保管の方法乃至其の收支の狀態等に至りては、殆んど全く詳ならず。太宗の世、始めて賦稅の制を定め、蒙古人よりは其の有する牛馬羊三種の家畜百頭毎に一頭を徵し、漢人よりは戸稅として二戸毎に絲一斤を徵して國用に給し、五戸毎に絲一斤を徵して諸王功臣湯沐の資に給し、地稅として水田は每畝五升、上田は三升、中田は二升半、下田は二升を徵せり。而して西域よりは丁稅即ち人頭稅を徵せしも、その額詳ならず。元史太宗紀に、八年秋七月真定の民戸を以て太后の湯沐に奉じ、平

陽太原大名河間廣寧益都濟南東平の諸府及び邢濱棣平澤等の諸州の全部又は一部を皇子公主及び諸王貴戚に分賜し此等領主は各々其の采邑の監督官として達魯花赤を任命するを得れども租稅徵收の事は朝廷別に任命する所の官吏をして専ら之に當らしめ、その得たる租稅を年末に領主に頒賜することと定めたる由を記す。さてこゝに太后とあるは、その何人なりしや知るべからざるも、太祖の皇后中當時猶ほ生存せるものを指したるに外ならざれば、太祖の斡耳朵に關する費用を辨ずる目的を以て支給せられしものなれども、太宗の斡耳朵を守れる后妃のために特に采邑を賜はりしを聞かず。想ふに世祖以前に在りては斡耳朵は后妃のみの居處にあらずして實に同時に皇帝の宮殿なりしを以て、その費用は所謂湯沐邑の能く辨すべきものにあらず、固より國家若しくは帝室財政に編入せらるべきものなればなるべし。次の定宗憲宗二朝に在りては、前朝と同様なる制度の存せること想像に餘あれども文獻の之を徵すべきものなければ、妄りに揣摩すべきにあらず。

然るに世祖出づるに及んで一代の典章概ねこゝに定まりたれば、斡耳朵に關する制規も大に備はりしものゝ如く、元史卷八百官志はその中政院の條下に於いて少からざる資料を吾人に與ふるなり。先づ中政院に關して記する所を見るに、

中政院……掌中官財賦營造供給并番衛之士湯沐之邑。元貞二年○月始置中御府、秩正三品。大德四年○九年陞中正院○本紀作秩正二品。至大三年○正月同年陞從一品。院使七員、……
四年四月省併入典內院○至大四年二月陞典內院司爲典內院秩從三品。皇慶二年○同年復爲中政院設官如舊、……

とあり、即ち中政院は皇后宮に關する最高官衙なるを知るべく、百官志は前文の次に、之に隸屬する大小數十の官署の名稱を列舉し、各項下に其の職掌職員乃至沿革を略述するなり。今この記載の中より、設置年代の順序に隨つて之を摘錄せば、皇后宮則ち斡耳朶に關する歴代制度の一端は自から推測せらるべし。

世祖朝。世祖の治世中、置く所の重なるものを擧ぐれば左の如し。

(イ) 管領大都等路打捕民匠等戸總管府⁽¹⁾。

この官衙は、世祖以前、恐らくは太宗朝に於いて河南北方の民戸一萬五千餘を皇后^(蓋し廣く后妃)の湯沐邑とし、官を置きて管領せしめたるに始まり、世祖の至元二十六年に至つて始めて總管府となり、「錢糧造作之事」を以て其の職掌とし、達魯花赤總管各一員(秩正三品)以下を職員とす。

(ロ) 管領本位下怯憐口隨路諸色民匠打捕鷹房都總管府⁽²⁾。本府は中統二年の設置に係り、怯憐口二萬九十戸、田萬五千餘頃より出すべき兵賦及び營繕の事を掌り、達魯花赤都總管各一員(秩正三品)以下の職員あり。

(ハ) 管領種田打捕鷹房民匠等戸萬戸府。歸德・亳州・永宿二十餘城に住する蒙古漢軍の種田戸の差稅を掌り、中統二年初めて置きし頃は諸王塔察兒の分地なりしが、後改めて中宮に屬す。萬戸一員(秩正三品)以下の職員あり。

(ニ) 管領大名等處種田諸色戸總管府。名の如く、大名府等の處に住する打捕鷹房民匠等の種田戸の賦稅等を掌れるならん。中統二年の設置に係り、至元十三年に府を大名に置

くとあれば、それ以前は他の官廳に隸屬せしものにや。職員は總管一員(正五品以下あり。

(ホ) 管領投下大都等處諸色戶計都達魯花赤。この職掌は官廳名のみにては推測し難きも、或は大都の民匠等の中宮に屬するものゝ戸籍を掌りしものか。中統三年の設置に係り、至元十五年に司を大都に置く。達魯花赤一員(正五品以下を職員とす。

その他「管領大都河間等路打捕鷹房總管府」「管領東平等路管民官」「管領大名等路宣撫司燕京路管民千戶所」及び管領曹州等處本投下民戶「管領東明等處本投下戸計」「管領蒲城等本投下諸色戶計」「管領汴梁等路本投下種田打捕軀戶」の四提領所等あり、何れも中統二年の設置に係るもの、その職掌に就いては、官廳の名稱より多少の推測を容るゝの外、全く知るべからず。又世祖紀(卷二)によるに、至元二十六年六月江淮等處財賦總管府を置き、曩に沒收せる亡宋の謝太后の貢產の事を掌らしめ、之を中宮に隸せり。

成宗朝。成宗の治世中、置く所の重なるものを擧ぐれば、左の如し。

(イ) 管領隨路民匠打捕鷹房納綿等戸總管府。成宗の至元三十一年七月の設置に係る。長官以下の名稱員數皆不明なれども、達魯花赤總管(各正三品以下を備へしなるべし。職掌は翊正司と改まりし後の「掌怯憐口民匠五千餘戸歲辦錢糧造作以供公上」と大同小異なりしか。怯憐口民匠は皇后宮の分地のそれを指すこと言ふまでもなし。元貞元年二提舉司大德二年一提領所を置きて本府に屬せしむ。

口 中政院。元貞二年二月始めて中御府秩正三品)を置き、大德四年九月陞せて、中政院とするに及んで、長官院使の秩正二品なりしに徵し、爾後中政院は事實上掌中宮財賦營造供給并番衛之士湯沐之邑となりしならん。

その他大德元年に「中藏寶錢帛給納之事」を掌る奉旋庫を置き、八年には「收支御膳野物職視生料庫」を掌る廣禧庫を置く。

武宗朝。武宗治世中、置く所の重なるものを擧ぐれば左の如し。

(イ) 江浙等處財賦都總管府。至大元年の設置に係り、「河南沒入資產、課其所賦、以供內儲」を職掌とし、達魯花赤・都總管各一員(正三品)以下を職員とし、三提舉司一庫一局を屬す。

(ロ) 中瑞司。至大三年正月皇后の寶冊を掌るがために置き、卿(正三品)を長官とす。
(ハ) 海西遼東哈思罕等處鷹房諸色人匠怯憐口萬戸府。この設置年月詳ならざれども、恐らくは至大年間ならんか。少くとも之に屬せる哈思罕等處打捕鷹房怯憐口提舉司は至大二年の設置に係り、仁宗の延祐六年改められて千戸所となりしものなれば、遼東地方に中宮所屬の土地人民ありしは、武宗仁宗二朝の際を初とすべし。

仁宗朝。仁宗治世中、置く所の重なるものを擧ぐれば左の如し。

(イ) 管領六盤山等怯憐口民匠都提舉司。至大四年陝西甘肅の地方に散在する中宮所屬民匠の戶籍賦稅を掌るがために置き、達魯花赤・都提舉各一員(正四品)以下の職員を有す。
(ロ) 内正司。皇慶元年三月「百工營繕之役、地產孳畜之儲以供膳服、備賜予」を職掌として置か

れ卿正三品を長官とす。

(ハ) 翊正司。成宗の至元三十一年置く所の總管府を延祐六年に改稱せるものにして、怯憚口民匠五千餘戸歲辦錢糧造作以供公上を職掌とし、令(正三品)以下の職員を有す。

(ニ) 典飲局。「醸造酒醴以供内府及祭祀宴享賓客賜頒之給」を職掌とし、もと儲政院に屬する家令司の一局なりしが、皇慶元年中宮に移屬せらる。

(ホ) 遼陽等處金銀鐵冶都提舉司。「辦金銀鉛鐵等課」を職掌とし、もと其の賦課を中書省と中政院とに分納したりしが、延祐七年盡く中宮に納むることなれり。

英宗以後の中宮官制に就いては、百官志に何等の記載なく、元史を通じて傳ふる所も、亦断片的に過ぎざるを以て、今之を詳にすべからずと雖も、如上の記述は、その一斑を推測せしむるに足るべし。

之を要するに、皇帝在世中の幹耳朶の警護は、世祖以前に於いて所謂四怯薛の大半之に當り、世祖以後に於いては、四怯薛より分派せらるゝ少數の兵之に當れり。而して幹耳朶一切の費用は、一般諸王功臣等と共に受くる所の歲賜と、各地に散在する一種の采邑より收むる賦稅を以て支辨せられ、中政院及び之に隸屬する多數の官衙を置きて之が管理の任に當れるものなるべし。

2 皇帝崩後の幹耳朶

皇帝在世中の幹耳朶保管に關する諸般の制度に就いては、前節之が一斑を述べたり。然

るに皇帝崩後に於いても、其の斡耳朶は頗る重視せられ、后妃生存中は言ふまでもなく、死後といへども、之が維持を計り、其の地の神聖を保つを例とせり。^金歴代斡耳朶に對する歲賜ありしことは、後文之に言及する所の如く、元史食貨志に其の明證あり、又其の警護に就いては、文宗紀至順二年正月の條に「國制累朝行帳設衛士給事如在位時近嘗汰其冗濫、武宗仁宗兩朝各定爲八百人、英宗七百人。中書省臣言舊給事人有失職者詔復其百人」と見え、兵志宿衛、四怯薛の條にも「自太祖以後、累朝所御斡耳朶其宿衛未嘗廢」とあり、更に斡耳朶の保存を計りしことは、文宗紀に「至順四年四月丙辰、太祖所御大行帳」といひ自當傳に「會〇泰定二年か次三皇后殂、命工部撤行殿車帳皆新作之」と記し、劉敏傳に「己丑太宗即位、改造行宮幄殿」と見え、順帝紀に「至正七年九月癸丑、都斡耳朶成用鈔九千餘錠」とあるによりて其の一班を想見すべし。

歴代斡耳朶の此の如く重視せられし中にも、太祖の四斡耳朶殊に其の大斡耳朶は最も鄭重に管理せられ、殆んど聖地の如くに尊崇せられしものゝ如し。今元史の記載によりて其の概略を述べんに太宗及び憲宗の即位式を擧げしは、この大斡耳朶にして、太祖崩後は拖雷先づ其の管理に任じ、拖雷の死後は其の季子阿里不哥之に代り、至元元年七月阿里不哥歸順の後は、世祖の第四子北安王那木罕之に任じ、二十九年那木罕死するや、世祖の長孫秦王甘麻刺之に代り、大德六年正月甘麻刺死して其の長子也孫鐵木兒之に代り、至治三年九月也孫鐵木兒卽位して泰定帝となるや、帝の次子晉王八的麻亦兒間ト之に代り、泰定三年八月以後は帝の兄の子梁王王禪之に任じ、四年十二月に至り、大臣塔失鐵木兒・倒刺沙の二人之に當り、順

帝の至正九年五月大臣脱脱は其の管理を命ぜられ、二十年十月迭兒必失は其の守衛に當りしが數年にして元室遂に亡べり。然らば太祖以降歴代の幹耳朶は如何にして管理せられ又保存せられしか。元史の百官志食貨志等の記載不十分ながらも之に對する解答を與ふるものなるべし。以下順を逐うて述ぶる所あらんとす。

一、太祖の四幹耳朶。之に關する官衙の名稱等は最も詳に百官志に記載せらる。今當代官制の特色ある一面を示さんがために、特に表を作りて左に列舉す。

<small>(達魯花赤、總管各一員。 秩從二品至元十七年置。)</small> 1 管領保定等路阿哈探馬兒諸色人匠總管府 <small>(掌太祖大幹耳朶一切事務。)</small>	<small>(達魯花赤、總管各一員。 秩從五品至元十七年置。)</small> 管領曹州東平等路民匠提舉司 <small>(達魯花赤、提舉各一員。 秩從六品至元十七年置。)</small>	<small>(達魯花赤、總管各一員。 秩從五品至元十七年置。)</small> 管領大都納綿提舉司 <small>(達魯花赤、提舉各一員。 秩從六品至元十七年置。)</small>	<small>(達魯花赤、總管各一員。 秩從六品至元十七年置。)</small> 管領上都大都奉聖州長官司 <small>(達魯花赤、長官司頭目一員。 秩從六品至元十七年置。)</small>	<small>(達魯花赤、總管各一員。 秩從六品至元十七年置。)</small> 管領保定織染局 <small>(達魯花赤、提舉各一員。 秩從六品至元十七年置。)</small>	<small>(掌管各一員。 秩正四品至元廿一年置。)</small> 管領豐州控只局 <small>(頭目一員。 秩從六品至元十七年置。)</small>	<small>(掌管各一員。 秩正四品至元廿一年置。)</small> 管領口子迤北長官司 <small>(達魯花赤、長官司頭目一員。 秩從五品至元廿一年置。)</small>	<small>(掌管各一員。 秩正四品至元廿一年置。)</small> 管領隨路諸色人匠達魯花赤等官 <small>(達魯花赤、長官司頭目一員。 秩正五品至元廿一年置。)</small>	<small>(掌管各一員。 秩正五品至元廿一年置。)</small> 管領隨路打捕納綿民匠長官司 <small>(達魯花赤、長官司頭目一員。 秩正五品至元廿一年置。)</small>	<small>(掌管各一員。 秩正四品至元廿一年置。)</small> 管領大都民匠提舉司 <small>(提舉一員。秩正七品。 掌管各一員。 秩正四品至元廿一年置。)</small>	<small>(掌管各二戶。 秩正四品至元廿一年置。)</small> 管領打捕鷹房民匠達魯花赤總管府
--	--	--	---	--	---	---	--	---	---	---

(掌太祖二皇后幹耳染位
下歲賜財物造等事。)

管領涿州成錦局人匠提舉司(達魯花赤、提舉各一員。
掌領匠一百有二月。至元廿一年置。)

管領河間民匠提舉司(達魯花赤、提舉各一員。
掌民匠三百一十月。至元廿一年置。)

管領河間滄州等處長官司(達魯花赤、長官各一員。
領戶計五百四十有八。至元廿七年置。)

管領河間臨邑等軍民長官司(達魯花赤、長官各一員。
掌軍民二百有二月。至元廿七年置。)

管領涿州等處民匠異錦局(達魯花赤、提舉各一員。
掌民匠一百五十月。至元正五品。大德二年置。)

管領上用織染局(大德二年置。
掌工匠七十有八戶。大德二年置。)

管領上都麪米等長官司(達魯花赤、長官各一員。
領民匠七十有九戶。大德二年置。)

管領彰德等處長官司(達魯花赤、長官各一員。
領戶計七百九十一戶。大德二年置。)

管領上都大都等處長官司(達魯花赤、長官各一員。
掌民一百一十有七戶。大德二年置。)

管領泰安等處長官司(達魯花赤、長官各一員。
掌民一百有二戶。大德二年置。)

管領曹州等處長官司(達魯花赤、長官各一員。
管民一百有五戶。大德二年置。)

管領大都上都打捕鷹房納米麪提舉司(達魯花赤、提舉各一員。
領一百九十九戶。大德二年置。)

管領大都涿州織染提舉司(達魯花赤、提舉各一員。
掌民九十一戶。大德二年置。)

管領河間路清州人匠提舉司(達魯花赤、提舉各一員。
掌戶計二百三十有四戶。大德二年置。)

管領隨路打捕鷹房諸色民匠怯憐口總管府(掌太祖四皇后位下四季行營一切事務。)

(達魯花赤、總管各一員。
秩從三品。延祐五年置。)

此表を通覽せば讀者は先づ其の官衙の名稱の冗漫蕪雜なるに驚かるべきも、此くの如きは決して幹耳朶に關するものゝみにあらざることは、百官志の記載を一見して容易に看取せらるゝ所なり。その何故に然りしかの説明は之を他日に譲らんも、均しく太祖の幹耳朶一切の事務を管掌する官衙にして、四者各々其の名を異にするのみならず、其の同一職掌を記するに當りても各々其の文を異にせるは、元史編者の怠慢粗漏にも由るべし。たゞ所屬の官衙名は直に幹耳朶一切の費用工事軍務を分擔せる州縣の分布を知悉せしめ、其の管掌せる軍民匠の戸數等に關する詳細なる記載は、元朝財政研究者に對しては實に届竟の資料を提供するものといはざるべからず。

さて百官志は上記の四幹耳朶總管府を統ぶる官衙として「隨路諸色民匠打捕鷹房都總管府」、至元二十四年に設置せられしことを記す。其の條に曰く、

秩正二品總四幹耳朶位下戶計民匠造作之事達魯花赤二員都總管一員……至元二十四年置官吏不入常調凡幹耳朶之事復置四總管以分掌之。

然るに、四總管府の完備せしは、延祐五年に在るを以て、至元二十四年都總管府設置の後は、第三第四の二幹耳朶の事務は都總管府又は他の現在總管府にて兼管し、大德二年以後の第四幹耳朶の事務も亦自から然りしなるべし。然れども、都總管府は必ずしも太祖の四幹耳朶を統轄する最高官衙にあらずして、都總管府の設置後數年を経て新設せられたる内史府こそ實に其の任務に當りしものゝ如し。元史一卷一顯宗麻剌傳に、「二十九年改封晉王、移鎮北邊、

統領太祖四大幹耳朶⁽¹²⁾及軍馬達達國土更鑄晉王金印授之。……明年置內史府と記し、世祖紀に至元三十年四月皇孫晉王位立内史府^(卷二)と見え、泰定帝紀に「泰定四年十二月辛丑、敕塔失鐵木兒倒刺沙領内史府四幹耳朶事」^(卷三)、順帝紀に「至正九年五月命太傅脫脫提調大幹耳朶内史府^(卷四)」とある、皆その徵證とすべし。

元史^{卷九}食貨志、歲賜の條に諸王・后妃公主・勳臣の三項に分ちて皇族及び功臣の子孫に給する歲賜を詳記せる中に、后妃公主の項下に、太祖四大幹耳朶と題して、各幹耳朶が毎年受くる所の銀幣絲鈔の額を錄す。こゝに全文を轉載するの煩を避け、幹耳朶に關するもののみを出して其の一斑を想察せしむ。

歲賜銀四十三錠紅紫羅二十四疋染絹一百匹、雜色絨五千斤、針三千箇、段七十五匹、常課段八百匹。

五戶絲、乙卯年^(五年崇寧)分撥保定路六萬戶、延祐六年實有一萬二千六百九十三戶、計絲五千二百七斤

江南戶鈔、至元十八年分撥贛州路二萬戶、計鈔八百錠。

五戶絲とは諸王后妃公主勳臣の有する采邑五戶毎に絲一斤を輸するものにして、太宗の八年以來行はれたる制なり。之を歲賜といふは妥當ならざるも、領主は直接之を徵するの權利なく、有司先づ之を徵して年末に領主に給與するものなるを以て、便宜之を歲賜の一に數へしなり。江南戶鈔は南宋征服後、新に給せられたる采邑にして、初め每戶中統鈔五錢に過

ざさりしが成宗の世より二貫文となれり、其の徵收法は蓋し五戸絲と同一なりしものならん。眞の意味に於ける歲賜は銀幣にして、大幹耳朶は他の三幹耳朶に比して、銀に於いて七銓を減ずるも、幣に於いて其の種目も數量も遙に多かりしは、特に重視せられたればなるべし。

太祖に次ぐ太宗定宗憲宗三朝の幹耳朶に就いても太祖の其れと同様なる、たゞ其の規模に於いて稍々劣れる諸般の規定の存したりしを疑はざるも、何等文献の之を徵すべきなし。世祖以後、歴代の幹耳朶に關する官衙は幸に百官志(元史卷)に記載せらるゝを以て、之によりて保管法の一班を想見するに足るなり。

世祖の幹耳朶を管理する官衙を長信寺といふ。之に關する百官志の記載左の如し。

長信寺、秩正三品、領大幹耳朶怯憐口諸事卿四員、正三品、少卿二員、從四品、寺丞二員、從五品、經歷知事各一員、令史六人、譯吏知印各二人、通事一人、奏差四人。大德五年置至大元年改陞爲院、四年仍爲寺、卿五員、增少卿一員、以宦者爲之。延祐七年省寺卿少卿一員、定置如上。之を以て世祖の幹耳朶に關するものと解せしは本寺の設置が成宗朝に在りしたこと、長信寺の次に列記する諸官衙が皆歴朝幹耳朶に關するものなるとによりて推測せるなり。こゝに大幹耳朶あるは、正しくは四幹耳朶あるべきものなるべし。全文を錄せしは、其の品秩職員沿革等の一班を想察せしむるに足るを以てなり。

成宗の幹耳朶を管理する官衙を長慶寺といひ、之に關する百官志の記載左の如し。

長慶寺、秩正三品、掌成宗、幹耳朶及常歲管辦禾失房子行幸怯薛台人等衣糧之事。……泰定元年置。

泰定帝紀に「元年七月置長慶寺、以宦者阿亦伯爲寺卿」^(卷二)とあるもの之を補ふに足る。さて成宗の幹耳朶を管理する官衙が、何故に武宗の朝に立てられずして、崩後十數年の後始めて之が設置を見たりしか、今この間の消息を揣摩するの必要なきも、とに角異例に屬す。

武宗の幹耳朶を管理する官衙を長秋寺といふ。百官志に「長秋寺、秩正三品、掌武宗五幹耳朶、戶口錢糧營繕諸事、……皇慶二年置」と見え、仁宗紀に「二年七月庚子、立長秋寺、掌武宗皇后宮政、秩三品」^(卷三)とあり。

仁宗の幹耳朶を管理する官衙を承徽寺といふ。百官志に「承徽寺、秩正三品、掌荅兒麻失里皇后位下錢糧營繕等事、……至治元年置」^(卷九)と見ゆ。さて荅兒麻失里は既に言へるが如く、妃子にして皇后にあらず、皇后にして元史に其の名を存するは阿納失舍里のみにて、この皇后は至治二年九月まで存命して英宗の生母なれば、百官志に「荅兒麻失里皇后位下」とあるは「阿納失舍里皇后位下」の誤なるべし。

英宗の幹耳朶を管理する官衙を長寧寺といふ。百官志に「長寧寺、秩正三品、掌英宗速哥八刺皇后位下戶口錢糧營繕等事、……至治三年置」と見ゆ、蓋し至治三年九月泰定帝卽位以後の設置に係るべし。速哥八刺は後四年を経て泰定四年六月に崩ぜり。

泰定帝の幹耳朶は帝の崩後、繼承問題に關する内訌の結果として皇后八不罕を始め后妃

等皆廢せられしかば、其の設置を見ることなかりしなるべし。

明宗の斡耳朵を管理する官衙を寧徽寺といふ。百官志「寧徽寺秩正三品隸八不沙皇后位下、……天歷二年置」と記し、文宗紀に「三年八月辛丑立寧徽寺掌明宗宮分事壬寅以鈔萬錠幣帛二千匹供明宗后八不沙費用」(卷三)と見ゆ。然るに至順元年四月八不沙弑せらるゝや脱忽思皇后代つて其の斡耳朵を守りしこと文宗紀至順二年五月の條に「脱忽思娘子繼主明宗幄殿、詔賜湘潭州民戶四萬爲湯沐」(卷三)と記するによりて知らる。

文宗の皇后は順帝の至元六年六月尊號を奪はれ遷謫せられしがため、斡耳朵の設置を見ることなかりしが如し。

寧宗の斡耳朵を管理する官衙を延徽寺といふ。百官志に「至元六年二月中書省奉旨依累朝故事起蓋懿璘質班皇帝斡耳朵置延徽寺以掌之」(卷九)と見え、順帝紀には「二月丁未立延徽寺以奉寧宗祀事」(卷四)とあり。懿璘質班は寧宗の諱にして、その皇后は荅里也忒迷失里なり。

世祖以後歴代斡耳朵の制度に就いて元史の傳ふる所殆んどこの外に出でず。その收入費目に就いては、明宗の斡耳朵の維持費として鈔萬錠、幣帛二十匹を賜はりしこと既記の如く、又后妃傳には「至順元年敕有司供明宗后宮幣帛二百疋」と見え、八不沙に代れる脱忽思が湘潭二州の民戸四萬を賜はりしこと、又既記の如くなるを以て、臨時に供給を受けしが如くにも思はるれど、長秋寺以下の職掌を記して「掌戸口錢糧營繕諸事」といふに考へ太祖世祖等の斡耳朵の頗る大規模なりしに察し、何れも多少の采邑若しくは之に類似せる財源を有した

るべきを疑はず。又食貨志歲賜の條には、世祖の四幹耳朶受くる所の銀鈔の額を詳記し、武宗五幹耳朶中、その二に就いて同様なる記載を見る。其の他の諸朝の其れに關しては傳ふる所なきもこれ記録の散佚に基づくものにして、各々相當の歲賜を受けたること、蓋し想像に餘あるなり。

註

1　日下舊聞卷四及び卷五に元の宮室に關する古今の記載を摘錄せるもの亦参考するに足るべし。
2　元史新編卷七八、禮志、陵寢の條に、幹耳朶の制を附載せるは、たしかに元史の缺を補ふに足るものなれども、その記述簡略に過ぎ、且つ研究の足らざる跡の歴然たるものあるは、是非もなきことなり。中に曰く、「元代宮殿之外別有帳殿、名幹爾朶、金碧輝煌、層層結構、櫻毳與錦繡相錯、高敞併擴，可庇千人，每帳所費鉅萬。一帝棄世，則以此帳屬后妃守之，或二后共守一帳，嗣後子孫世有守帳之人，和林太祖四大帳殿及太宗帳殿中葉尙存，是其明證。每新君立，復別置帳殿，帝帝皆然，其靡費更在宮室之上，宮殿可百年輪矣，而帳殿則屢朝屢易也」。太祖太宗の帳殿が和林に在りしとするの誤なるは言ふまでもなく、漢北時代と燕京冀都後とに於いて幹耳朶の内容に大差ありしことに注意せざりしものゝ如し。「每新君立……」の文は蓋し草木子等より出でしなるべし。草木子に幹耳朶を設けたる目的に就きて何等言ふ所なきも、后妃を居らしむるためなりしは勿論なるべし。

本學報第六卷第三號)三六八—四一二頁。

Histoire des Mongols. II. 3—1

6　5　4　3
拙稿「元代の東蒙古」(滿鮮地理歴史研究報告第六冊二二三頁)。
Yule, Marco Polo, I. 386.

本府の管下に在りし中宮の采邑は到底之を詳にし難きも、成宗の大德四年置く所の十一提舉司及二十五提領所の所在地を以て之を推測するに、北は大都より南は南陽汝寧に及べる廣大なる地域に散在せり。これ等采邑なる獵夫農商工人より賦稅を徵し、工事に之を徵發するを以て本府の職掌とせるなるべし。

此の長き官衙名は中宮に隸屬する怯憐口即ち各地の農商工獵夫鷹房所屬等種々の人々を管領する總管府といふ義なるべければ、前記の(イ)は其の畧稱後記の(ハ)殊に(ニ)は耕田の事を外にしては尤も甚しき畧稱なるべし。而して怯憐口は輒耕錄及び高麗史等に怯伶口にも作り、後者に「家從也」と解し、蒙文祕史に哈彌を人口、家人、格喻可冗惕を家人毎と解するによりて察するに ger-tin-kittim (家の、人の、家の子、郎黨なる蒙古語を音譯したるものゝ如し。遼史地理志の叙語に「加以私奴置投下州」とある私奴は即ちこの怯憐口に外ならざるか。兎に角怯憐口は諸王貴戚功臣等の分地(即ち投下)の住民の一部を指せること疑なきに似たり。なほ考ふべし。

この戸田の額は本府が屢々變遷ありて最後に天歷三年に置かれし當時のものなるやも知るべからず。

納綿とは綿を納むるの義なることは納米麪提舉司課○提領所などの例にて知るべし。

草木子に「及崩、即架閣起」とあるは、其の意義明かならねども、前朝の幹耳朶を毀ちて、其の地に新に架閣を起すといふにはあらずして、幹耳朶保存の目的を以て其の傍に架閣を起せることを傳へしなるべし。元史の記載の中には、或は撤すといひ或は改造すともあれど、全く毀撤しては其の處に衛士を置いて置護するも無意義なるべければ、改造すといふは、別地に新營するの義にて必ずしも舊帳を毀撤するの謂にはあらざるべし。太祖の大幹耳朶の如きは元一代を通じてその建物の保存せられしは疑なき事實なり。

元史卷二九泰定帝紀の即位の詔また参考すべし。

同書卷一八、成宗紀に「至元三十一年六月壬辰立晉王内史府」とあるは世祖紀の記載と矛盾する

も、何れが正しきか未だ詳ならず。

14 今元史の記載によりて計算するに五戸絲は太宗の制に比して倍額以上となり、五戸毎に二斤

強を徵せり。江南戸鈔は成宗の制により、毎戸二貫文とすれば二萬戸にて四萬貫文となり一
錠は五十貫文なれば四萬貫文は即ち八百錠となりて、よく記載と合す。想ふに五戸絲も世祖
又は成宗の朝に増額せられしものなるべし。
此等歲賜の額は決して一定のものにあらずして多少の増減ありしものゝ如く、泰定三年七月
には銀二百錠鈔八千錠に増額せられたること、泰定紀に見ゆ。

内 莊 宅 使 考

加 藤 繁

内 莊 宅 使 若しくは莊宅使は唐代に設けられた官廳であるが、此れを論ずるに當つては、先
づ莊宅といふものに就いて一言しなければならぬ。

莊宅は莊即ち別莊と宅とである。莊は本來別莊であるが、當時の別莊には廣大な田園を
包含するものが多かつたところから、莊の一字を、別莊と田園とを併せ意味する莊田・莊園など
いふ言葉と同様に用ひる場合もあれば、更に進んでは、莊莊田・莊園などいふ言葉を總べて
唯田園といふ意味に用ひる場合もあつた。内 莊 宅 使 の 莊 宅 是 廣く解釋して、別莊・第宅・田園